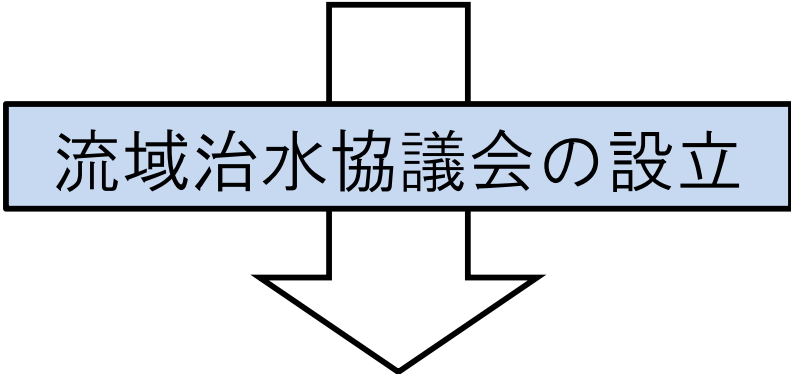


1. 流域治水プロジェクトについて

【背景】

- 令和元年東日本台風をはじめ、平成30年7月豪雨や平成29年九州北部豪雨等、近年激甚な水害が頻発。
- さらに、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測。
- このような水災害リスクの増大に備えるために、河川・下水道等の管理者が主体となって行う対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」への転換を進めることが必要。

- 令和2年7月6日「国土交通省防災・減災対策本部（第2回）」が開催され、総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの主要施策に「あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換」が示された。



流域治水協議会の設立

- 流域全体で早急に実施すべき流域治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、流域治水を計画的に推進。

1. あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

■「流域治水」への転換

- 「流域治水」へ転換し、あらゆる関係者（国・都道府県・区市町村・企業・住民等）により、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を総合的かつ多層的に推進
【これらの取組を円滑に進めるため、河川関連法制の見直しなど必要な施策を速やかに措置】

①氾濫をできるだけ防ぐ

②被害対象を減少させる

③被害の軽減・早期復旧・復興

(ためる、しみこませる)[国・市、企業、住民]
雨水貯留浸透施設の整備、
田んぼやため池等の治水利用 **集水域**
※グリーンインフラ関係施策と併せて推進

(よりリスクの低いエリアへ誘導)
土地利用規制、移転促進、金融による
誘導の検討等 [市、企業、住民] **集水域**
(被害範囲を減らす)二線堤等の整備[市]

(土地のリスク情報の充実)[国・県]
水災害リスク情報の空白地帯解消等
(避難体制を強化する)[国・県・市]
河川水位等の長期予測の技術開発、
リアルタイム浸水・決壊把握

(経済被害の最小化)[企業、住民]
工場や建築物の浸水対策、BCPの策定

(住まい方の工夫)[企業、住民]
不動産取引時の水害リスク情報提供、
金融の活用等

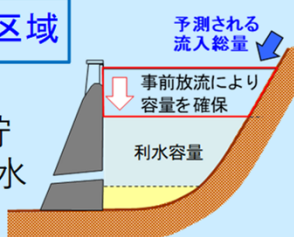
(支援体制を充実する)[国・企業]
官民連携によるTEC-FORCEの体制強化

(氾濫水を早く排除する)[国・県・市等]
排水門等の整備、排水強化 **氾濫域**

(ためる)

河川区域

[国・県・市、利水者]
利水ダム等において貯
留水を事前に放流し水
害対策に活用



遊水地等の整備・活用[国・県・市]

(安全に流す)[国・県・市]

河床掘削、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備

(氾濫水を減らす)[国・県]

「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等



グリーンインフラの活用

自然環境が有する多様な機能を活用し、雨水の貯留・浸透を促進



※県：都道府県、市：区市町村を示す

[]内は想定される対策実施主体を示す

国土交通省 防災・減災対策本部の設置

1. 趣 旨

国土交通省では政府全体の議論・計画と連携しながら、切迫する南海トラフ巨大地震や首都直下地震災害対策、気候変動などにより頻発・激甚化する水災害対策につき「南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策本部（以下「地震本部」という。）（H25.7 設立）」及び、「水災害に関する防災・減災対策本部（以下「水本部」という。）（H26.1 設立）」で議論を重ね、実行ある計画を策定し、防災・減災、国土強靱化等の取組につき、総力をあげて取り組んできたところである。

そのような中、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨や、平成 28 年熊本地震、平成 29 年 7 月九州北部豪雨、平成 30 年の霧島山噴火、平成 30 年 7 月豪雨、台風第 21 号、平成 30 年北海道胆振東部地震、大阪府北部の地震などにより、毎年のように自然災害が発生している。

令和元年も、山形県沖の地震や 8 月の前線による大雨、台風第 15 号により大きな被害が発生した他、台風第 19 号では広い範囲で記録的な大雨となり、堤防の決壊等による浸水被害や土砂災害等の甚大な被害が発生した。

今後も気候変動の影響により、水災害の更なる頻発化・激甚化が懸念される中、国民の安全・安心を守り、我が国の経済成長を確保するためには、防災・減災、国土強靱化等の取組を更に強化する必要がある。

こうした状況を踏まえ、地震災害や水災害、火山災害など、あらゆる自然災害に対し、国土交通省として総力を挙げて防災・減災に取り組むべく、上記、地震本部と水本部を発展的に統合し、「国土交通省 防災・減災対策本部」を設置する。

2. メンバー

（本部長） 国土交通大臣

（本部長代理） 国土交通副大臣（防災・減災）

（本部長代行） 国土交通副大臣及び国土交通大臣政務官

（副本部長） 事務次官、技監及び国土交通審議官

（本部員）

官房長

大臣官房総括審議官

大臣官房技術総括審議官

大臣官房政策立案総括審議官

大臣官房公共交通・物流政策審議官

大臣官房建設流通政策審議官

大臣官房海外プロジェクト審議官

大臣官房危機管理・運輸安全政策審議官

大臣官房技術審議官

大臣官房官庁営繕部長

総合政策局長

国土政策局長

土地・建設産業局長

都市局長

水管理・国土保全局長

道路局長

住宅局長

鉄道局長

自動車局長

海事局長

港湾局長

航空局長

北海道局長

政策統括官

国際統括官

国土技術政策総合研究所長

国土地理院長

観光庁長官

気象庁長官

運輸安全委員会事務局長

海上保安庁長官

（令和 2 年 1 月 2 1 日現在）

3. 事務局

事務局は、水管理・国土保全局、大臣官房（危機管理・運輸安全政策審議官）及び総合政策局が連携して務める。